

保 医 第 21 号
令和 8 年 4 月 1 日

県内各医療機関等の管理者 殿

沖縄県保健医療介護部長
(公 印 省 略)

医療法施行細則の一部改正について (通知)

みだしのことについて、医療法施行細則の一部を改正する規則 (令和 8 年 3 月 31 日沖縄県規則第 12 号) が令和 8 年 3 月 31 日に公布され、令和 8 年 4 月 1 日から施行されましたので通知いたします。

なお、当該一部改正を反映した申請・届出等様式につきましては、沖縄県ホームページに掲載しております。

記

1. 改正の趣旨

- (1) 医療法等の一部を改正する法律 (令和 7 年法律第 87 号) により医療法 (昭和 23 年法律第 205 号) が改正され、新たに「オンライン診療」が医療法に定義されたこと等に伴い、医療法施行細則 (昭和 47 年沖縄県規則第 163 号) の規定を整備する。
- (2) その他所要の改正

2. 改正の概要

- (1) オンライン診療受診施設の設置の届出について定める。(第 5 条及び第 8 号様式の 2 関係)
- (2) 届出事項の変更に係る規定を改める。(第 6 条及び第 9 号様式関係)
- (3) 休止及び再開並びに廃止に係る規定を改める。(第 8 条、第 8 条の 2、第 9 条、第 11 号様式、第 12 号様式及び第 12 号様式の 2 関係)
- (4) 開設者等の死亡等の届出の規定を改める。(第 9 条及び第 13 号様式関係)
- (5) オンライン診療実施の有無の規定を追加する。(第 6 号様式、第 7 号様式及び第 8 号様式関係)
- (6) その他所要の改正を行う。(第 5 条、第 9 条、第 30 条、第 37 条、第 38 条、第 40 条、第 6 号様式、第 8 号様式、第 34 号様式、第 41 号様式の 2、第 42 号様式及び第 47 号様式の 2 関係)